

報告第5号

専決処分の報告について（第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年5月29日提出

つくばみらい市長 小田川 浩

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第10号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月1日

つくばみらい市長 小 田 川 浩

- 1 事故発生日時 令和7年7月14日 午後3時15分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市加藤240番1
つくばみらい市役所谷和原庁舎敷地
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 つくばみらい市役所谷和原庁舎敷地内において、公用車を運転中、受水槽の陰から発進した相手方の車両と接触し、双方の車両に破損が生じた。
- 5 損害賠償額 144,000円
- 6 市の過失割合 30%